

東北地方太平洋沖地震による災害等に対する 中小企業者への金融支援の拡充

東北地方太平洋沖地震及びその後に実施された東京電力による計画停電等の影響により資金繰りに支障を生じている中小企業者への金融支援として、以下の措置を実施します。

(適用期間：平成23年3月23日～平成24年3月31日)

1 地震による直接被害を受けた中小企業者向け施策

○金利の引下げ

東北地方太平洋沖地震により事業所等に被害を受けた方に対する金融支援として、経営サポート資金〔災害復旧関連〕について、県制度融資の最低利率まで引き下げる。

(現行) 1.9% → (改正後) 1.3%

※利用に当たっては、市町村長等が発行する罹災証明が必要

2 急激な売上げ減少で資金繰りに苦慮している中小企業者向け施策

○売上急減要件の発動

東北地方太平洋沖地震災害及びその後に実施された東京電力による計画停電等の影響を受け、売上げが急激に減少している方に対する金融支援として、経営サポート資金〔経営強化関連〕の「売上急減要件」を発動する。

(一般要件) 3か月平均の売上高を前年同期と比較して5%以上減少

↓

(売上急減要件) 最近1か月の売上高が前3か月平均と比較して5%以上減少

※経営サポート資金融資枠 平成22年度：700億円 (2月末利用実績 502億円)
平成23年度：600億円

(参考)

1 経営サポート資金〔災害復旧関連〕について

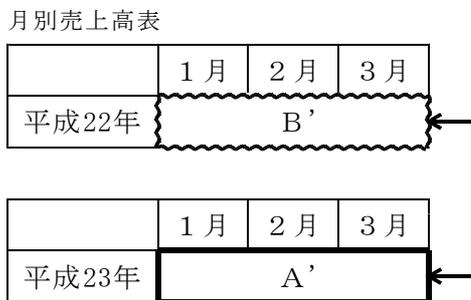
- (1) 融資対象者
東北地方太平洋沖地震により事業所等に被害を受けた中小企業者
※市町村長等が発行する罹災証明が必要
- (2) 融資条件
- ① 資金使途 運転資金、設備資金
 - ② 融資限度額 5,000万円(うち運転資金3,000万円)
ただし、経営サポート資金の他の要件(経営強化関連、セーフティネット保証関連(上限6千万円))と合算して、1億2千万円を上限とする。
 - ③ 利率 **年1.3%以内**
 - ④ 融資期間 設備資金 10年以内(据置期間3年以内)
運転資金 7年以内(据置期間3年以内)

2 経営サポート資金〔経営強化関連〕について

- (1) 融資対象者【売上急減要件】
東北地方太平洋沖地震災害及びその後の計画停電等による影響のため、最近1か月の売上高がそれ以前3か月平均と比較して5%以上減少し、短期的かつ急激に経営の安定に支障が生じている中小企業者
- (2) 融資条件
- ① 資金使途 運転資金
 - ② 融資限度額 6,000万円
ただし、経営サポート資金の他の要件(セーフティネット保証関連(上限6千万円)、災害復旧関連)と合算して、1億2千万円を上限とする。
 - ③ 利率 年1.95%以内
 - ④ 融資期間 運転資金 10年以内(据置期間2年以内)

【参考】一般要件と売上急減要件の概要説明図

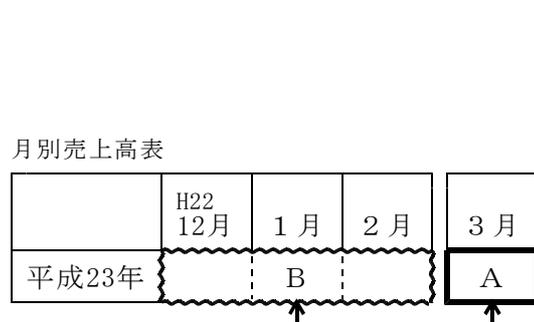
(一般要件：(例))



・「A'」は「B'」より5%以上減少

※(要件)最近6か月又は3か月の売上高又は粗利益が、前年、2年前、3年前のいずれかの同期と比較して5%以上減少している

(売上急減要件)



・「A」は「Bの平均」より5%以上減少